



調停制度発足100周年企画

対談

辻村深月さんと語る
調停制度の進化／過去・現在・未来



調停制度は、令和4年（2022年）10月に、制度発足100周年を迎えます。

今回は、読み手の心を揺さぶるような多数の名著を執筆され、幅広い年代から支持されている作家の辻村深月さんをお迎えして、調停制度の進化の歴史とさらなる発展のための取組について、最高裁判所裁判官と語り合っていました。

1 はじめに

林 本日はお忙しい中お越しいただきまして、本当にありがとうございます。

辻村 よろしくお願ひします。

林 本日は、裁判所の手続の中で、調停という手続について辻村さんとお話しさせていただきたいと思っております。まず、辻村さんは裁判所についてどのようなイメージをお持ちですか。

辻村 やはり、すごく厳かな場所という気持ちが強いです。あと、自分が当事者にならない限りは、多分自分は一生来ることがない、全く自分に関わりのない違う世界だと思っ

てらっしゃる方が大半じゃないかなと思うんですよ。

林 おっしゃるとおりだと思います。

辻村 きっと、ある日突然当事者になるのだと思うので、その意味では、心理的に自分に関係がないと思っけていても、ある日誰もが当事者になりうる場所なのだなというふうにも思います。

林 そうですね。

辻村さんの著作には、裁判所が関わる特別養子縁組を取り上げた『朝が来る』、あるいは法廷の判決言渡しが印象的な『琥珀

の夏』といった作品もありますが、裁判所の
手続についてどのような印象をお持ちで
しょうか。

辻村 『琥珀の夏』は弁護士が主人公なので、
弁護士の方のお仕事について、いわゆる
“街の弁護士”をされているという方にお
話を伺いました。『朝が来る』で取り上げ
た特別養子縁組については、手続を利用さ
れた方のお話をお伺いしました。無事に審
判が済んで、子どもとして迎えられるとい
うことが決まった瞬間の安堵の気持ちや、
決まるまでの間の落ち着かない不安な気持
ちについて聞かせていただいたことで、や
はり当事者の方にとっては緊張感のある手
続なのだと思いました。

林 そういう面があるのはおっしゃるとおり



辻村深月 (つじむらみづき)

作家。平成16年『冷たい校舎の時は止まる』でデビュー。平成23年『ツナグ』で吉川英治文学新人賞、平成24年『鍵のない夢を見る』で直木三十五賞受賞。『ハケンアニメ!』、『朝が来る』、『かがみの孤城』など著書多数。

です。我々もそういう当事者の不安や期待
に応えるように緊張感を持って取り組んで
います。

今回ご紹介する調停手続は、当事者の
方々のお互いの話し合いと合意を重視して解
決を図る手続です。『琥珀の夏』の中でも、
主人公が代理人として調停に関与している
という記述もありましたが、調停手続につ
いては何か見聞きされたことはありますか。

辻村 家事調停と呼ばれている離婚の調停手
続については結構身近でも見聞きする印象
です。

林 そういうこともあって、調停というのを
あえて入れていただいたのでしょうか。

辻村 そうですね。人が一番身近に裁判所に関
わるというふうに考えたときに、『琥珀の
夏』で私が描いた主人公の場合だと、裁判
所に行く目的としては、裁判よりは調停の
手続が多いのかなと思って入れてみました。

林 本日は、まず私から調停制度について簡
単にご紹介させていただいた上で、辻村さ
んと調停制度の歴史や現在の調停制度の取
組などについてお話をさせていただきなが
ら、調停制度が利用者の方にとってどのよ
うなものだったのか、また、今後のあるべ
き姿についても考えていきたいと思います。

2 調停制度とは

林 調停は、話し合いによりお互いが合意する
ことで紛争の解決を図る制度です。お金の

貸し借りなどの民事のトラブルを扱う民事調停と、離婚や相続などの家族関係のトラブルを扱う家事調停があります。例えば、友人にお金を貸したけれど返してくれないという場合には、民事調停で、主に簡易裁判所で手続を行います。また、夫婦が離婚したいと思っているけれど、お子さんの親権について話し合いがまとまらないというような場合には、家事調停で、家庭裁判所で手続を行います。このように、日常生活上のトラブルについて、当事者同士ではうまく解決できない場合に、裁判所の調停を利用することができます。

調停では、一般に、裁判官と、一般市民の中から選ばれた調停委員からなる「調停委員会」が、当事者の方それぞれから、お話をよく聴き、公平に考えて、仲介をしたり、解決案を提案したりしながら、合意ができるようあっせんします。その結果、話し合いがまとまれば調停が成立しますが、話し合いがまとまらなければ、調停は不成立となります。調停が不成立になった場合、更なる解決方法としては、訴訟を起こして解決を図る必要がありますが、家事調停については、紛争の内容によっては、調停が不成立となった場合に、審判という裁判官が結論を出す手続に自動的に移る場合もあります。

辻村 家事調停が民事の調停と分けられているのは、やっぱり調停の場合は、家族間の問

題が多いからということなんですか。

林 それもおっしゃるとおりだと思いますし、後ほどお話する歴史的な経過もあったと思います。調停は、最初、民事の紛争からスタートしていて、その中で、戦前に人事調停という形で、戦前の家制度の下で家庭の問題を扱う調停ができました。この二つの流れがあって、戦後になって、憲法で民法や家族法の原理が変わり、家庭裁判所が創立され、人事調停の系列であるところの家族の問題を扱う調停は家庭裁判所でやりましようとなったのに対して、民事調停についてもそれなりの歴史があり、色々な制度もできたので、それはまとめて、家庭を扱う家庭裁判所ではなくて、地方裁判所でやりましようという経過があったと思います。



林道晴（はやしみちはる）

最高裁判所判事。昭和 57 年東京地裁判事補任官。平成 4 年東京地裁判事。その後、最高裁判事局課長、東京高裁判事などを経て、平成 21 年最高裁民事局長兼行政局長。平成 26 年東京高裁判事部総括、最高裁首席調査官、平成 30 年東京高裁長官などを経て、令和元年 9 月から現職。

辻村 自分がもしトラブルに巻き込まれたときに、代理人の弁護士の方に相談した場合には、本人が一切来ずに代理人同士で手続を進めるということもできるんですか。

林 調停でも弁護士に代理人となってもらうことは可能です。ただ、家事調停に関してはご本人の気持ち、あるいは、当事者ではないけれどお子さんの気持ちをどう反映させるかという点でいうと、弁護士さんによっては、依頼者とよく連携をし、場合によっては調停に来てくださいということはあるんじゃないでしょうか。

辻村 離婚調停のときなどに、もう別れようと思っている二人がずっと顔を合わせていたら大変なんじゃないかなというイメージがありますが。

林 女性の方が子どもを育てながら離婚したいというときに、経済的な問題もあって、ご本人で手続をすることもありますが、そのときにただでさえ関係の悪い夫との間をどうするかですので、そういう場合は、例えば、調停の日時を決めるときに、時間差を置いて来ていただくという形で調停委員会が調整することも一般的に行われています。

辻村 そうなんですね。自分がトラブルになった、困ったというときに、心理的な負担として、相手と何度も顔を合わせるのがつらいとか、そういうところがハードルになってしまいかねないと思ったので、伺えてあ

りがたいです。

林 まさにおっしゃるとおりで、我々も気にしているところです。極端な場合になると、相手方に暴力を振るうというような危険性もあるわけで、今お話したような時間差をつけることもありますし、最後に述べるウェブ会議を利用することもあります。

3 調停制度のメリット

林 調停制度には、訴訟や、裁判所が関与しない紛争解決手続とは違ったメリットがあるんです。まず訴訟と比べた4つの特徴、調停の4つのメリットについてお話ししたいと思います。

① 柔軟で納得性の高い解決が可能

合意による解決ですので、一刀両断の画一的な解決ではなく、紛争の実情に即した柔軟な解決、より細やかで、納得性の高い解決を図ることができます。

② 手続が比較的簡単

裁判所の窓口やウェブサイトで申立てのための書式や必要な書類をご案内しています。法律の知識がなくても、弁護士に頼まずに、ご本人自身で比較的簡単に手続ができます。

③ 手続費用が安い

例えば、離婚調停の場合であれば、手数料1,200円とその他郵便料金であり、訴訟の場合に比べ、手続費用が低額です。

④ 秘密が守られる

訴訟のような公開の法廷ではなく、調停室という非公開の部屋で手続が行われますから、第三者に知られずに手続をすることができます。知人や親族など、近い関係にある方とのトラブルを第三者に知られずに解決できますので、安心して利用していただけます。この点は、先ほどの対立している夫と妻との関係等では大事なところだと思っています。

辻村 この「秘密が守られる」というところを、多分、多くの人が気にされていると思うんですよね。だから、こういうふうにメリットとして言い切っただけなのは、非常に心強いです。

林 次に、裁判所の関与しない紛争解決手続と比べると、大きく3つのメリットがあります。

① 結論に強制力が付与される

調停で決まった内容が守られない場合には、判決が出された場合等と同じように財産の差押えなどの強制執行の手続を利用することができます。

② 国の機関である裁判所の手続である

法的な観点、訴訟になった際の見通しを踏まえた解決が可能になります。つまり、調停と訴訟は全く別物ということではなく、本来は、訴訟になったらこういう解決ができるということを念頭に置いた上で、我々が責任を持ってそれを踏まえた形での解決を考えるということです。

③ 専門性のある複数の職種が関与する

調停には、裁判官、書記官、調停委員、家事調停であれば、これらに加えて家庭裁判所調査官といった多様な知識や経験を持った複数の職種が関わります。これは、様々な知見や角度から、当事者にとって納得性の高い結論を導いていくためです。

辻村 調停を国の機関が行うという点については、特に家族間の問題に関し、お互いに妥協点を見いだせない場合、第三者の目が入って、公的なところで出された結論だと受け取れることで、双方に納得できるものが見えてきたりするんだらうなと思います。小説を書いているときにも、登場人物たちが何かのコミュニティの問題であるとか、特に家族の問題に巻き込まれてしまうと、相手の論理に飲み込まれてしまったり、はたから見ると、なぜそんな支配関係になってしまっているのかと思っても、中にと、それがルールになってしまったり、分からなくなってしまう場面が出てきます。特に家族のルールって、誰も立ち入れない。そういうときに、第三者、しかも公的な目が入ってくれるというのは、問題に対して出口が見えることにつながるのではないかなと思います。

林 非常にいいポイントをご指摘いただきました。我々としても、そういう期待に応えられるようにしたいと思っています。

4 近代的な調停制度発足以前の調停類似の制度

林 話し合いによる合意で争い事を解決する方法は、調停制度が発足するはるか前から日本で利用されてきました。例えば、鎌倉幕府の時代には、地頭と荘園領主とが、領地やそこから生じる年貢を巡って争うケースが頻発しました。このような中で、貞永元年（1232年）に御成敗式目ができたことをご存知かと思いますが、これは、主に武士を念頭に置いて、日本で初めて自前の裁判のルールを定めたものといえます。領地紛争の解決については、土地を双方で分け、互いに侵害しないことを約束するという方法が多く利用されるようになり、幕府もこれを早期解決策として奨励しました。それぞれの取り分などは、幕府が判断をして決定する場合もありましたが、地頭と荘園領

主の話し合いにより合意する場合もあり、これは、「和与」（わよ）と呼ばれていました。

「和与」は、幕府による認可を受ければ、その効力が後世にも認められるという建付けになっていました。つまり、鎌倉時代にも、今でいう公権力が判断をする裁判手続と、話し合いにより解決する手続の両方が使われていたんですね。

江戸時代にも、金銭の貸し借りなどのトラブルは、奉行に訴える訴訟もできましたが、和解によって解決されるのが原則とされていて、私人同士でトラブルになったときには、まずは話し合いによる解決が図られていました。「内済」（ないさい）といって、村落などの自治体において庄屋等の有力者が間に入って話し合いをまとめることもありました。明治維新を経て、府県裁判所支庁（裁判所の前身）



が設置された後も、「勧解」（かんかい）制度と呼ばれる、訴訟を申し出た当事者に対する裁判官による示談勧告が行われていました。明治8年から明治24年までかなりの数の紛争をこの「勧解」で解決したということで、話し合いによる解決をしたいという潜在的な素地が結構あったように思います。

辻村 今伺っていて、現代に生きる私たちは、法律の仕組みがあるという状況で生きているので忘れがちですが、法律の仕組みは、上から押し付けられるというよりは、歴史の中で、揉めたり、ぶつかったり、そういう人の営みがあった中で、私たちの生活の中から押し上げられてできてきた仕組みなのだなと感じます。

林 歴史を趣味とする立場から見ると、非常に勉強になるご指摘です。

中世は、幕府はもちろんですけど、朝廷、荘園領主、地元の有力者がいて、どこでも裁判できるという建て付けになっていて、「和与」のところで認可という話をしましたが、そういうふうにしておかないと、何回でも同じことを揉め事として裁判を起こすんですね。それぐらい権威がない中で、まあ何とか揉め事をまとめていたようです。

辻村 原点に立ち返っていくと、こういう決まりというか、判決を、判例みたいな形にして次からもそれを参考にするという仕組みを、一つ一つ、人が作ってきたんですね。

林 まさにおっしゃるとおりです。

辻村 今は、判例どおりというのがすごく硬い響きに聞こえてしまったりもしますが、最初はもっと柔らかいところのスタートだったんだなと思いました。

林 法律はもともと不備ですから、判例がその後法律になっていきますので、まさに辻村さんのおっしゃるとおりだと思います。

先ほど申しあげたとおり、中世時代から裁判もかなり利用されていましたが、話し合いによって合意を目指すという方法も、訴訟と並んで、トラブル解決のための両輪として、古くから活用されてきたといえます。

【コラム・調停の歴史】

○調停類似の制度

【鎌倉時代】「和与」（わよ・領地紛争につき地頭と荘園領主とが土地を分割し互いに侵害しないと話し合いにより合意すること）が行われていた。

【江戸時代】「内済」（ないさい・村落などの自治体において庄屋等の有力者が間に入って話し合いをまとめること）など和解による解決が原則とされていた。

【明治時代】「勧解」（かんかい・訴訟を申し出た当事者に対する裁判官による示談勧告）が行われていた。

○調停制度発足後の変遷（主なもの）

民事調停

大正 11 年	借地借家調停法施行
昭和 26 年	民事調停法施行
平成 12 年	特定債務等の調整の促進のための 特定調停に関する法律施行

家事調停

昭和 14 年	人事調停法施行
昭和 23 年	家事審判法施行
昭和 29 年	家庭裁判所調査官制度創設
平成 16 年	人事訴訟法施行
平成 25 年	家事事件手続法施行

訴訟で白黒つけて、結論をはっきりさせるのもひとつの解決策ではありますが、訴訟がバックに控えつつ、訴訟で結論が出るとしたら、その結論はどうなる可能性が高いか、といったことも見据えながら、相手と折り合えるところを探して合意するという解決策も、また違うメリットがあると思います。

5 近代的な調停制度発足以降のあゆみ

(1) 民事調停のはじまり

林 現代のような調停制度が法制化されたのは100年前なんです、そのスタートは家や土地の貸し借りから起きるトラブルを解決するための借地借家調停法でした。第一次世界大戦後、人口の都市部集中が急速に進行したことに伴う深刻な住宅問題に対処するために、大正10年に借地法と借家法が制定されました。議会での法律の審議の際に、借地・借家紛争について、すべて訴訟によって紛争の解決を図ろうとすると不和を生むとの理由から調停の方法を定めることが提案され、大正11年(1922年)10月に借地借家調停法が施行されました。借地借家調停法は、翌年9月の関東大震災によって発生した大量の借地借家問題の紛争解決に当たっても活用され、定着したといわれています。どういうトラブルかというと、被災して、家も潰れたわけですがけれども、バラックを建てて引き続き住んでいた

いというニーズが当然あるわけです。しかし、地主側あるいは家主側から見たら、借地・借家人には、新たに建物を建てて住み続ける権利まではないのだから認められないということで、たくさんトラブルが発生しました。そこで、当時、東京の裁判所では、市内に12か所の出張所を作り、そこに、二十数名の裁判官、100名余の調停委員が出張して対応に当たる、例えば、今の築地本願寺に出張所がテント張りできて、裁判官、調停委員も被災してますから、みんな、着の身着のまま、わらじ、脚絆で歩いて通って一生懸命解決したというようなことが記録に残っています。

辻村さんは『東京會館とわたし』で、借地借家調停法の施行と同じ大震災の前の年、大正11年に建てられた東京會館を物語の舞台として、関東大震災についても触られていますね。この物語には、長い歴史の中で東京會館に関わりを持った「私たち」の思いと物語がつづられています。調停はそれほど劇的ではないかもしれませんが、利用される方々の人生に関係するドラマがあったと思っています。

辻村 自分自身も被災者でありながら、混沌としていた時代の中で道をつけるというか、公的なものがすべてなくなってはいけないという思いで支えられてきた制度だったのだと思うと、歴史に圧倒されますね。被災後の状況が落ち着いてからと後回しにした

りせずに、その被災の渦中にありながらきちんと役目を果たそうとしたというのも、胸打たれます。

(2) 家事調停のはじまり

林 家事調停については、親族や家庭に関するトラブルを調停によって解決するための人事調停法が、昭和14年7月1日に施行されました。家庭や親族間の紛争を調停で解決できることは、とても好評だったようで、予想以上に多くの利用があったともいわれています。また、女性からの申立てが全体の7割近くを占めており、まだ女性の地位が確立されていなかった当時、女性の保護と権利の拡大に役立ったといわれています。なお、初めて女性の調停委員が選任されたのも、人事調停でした。しかも、戦前に、女性の有識者が調停委員として入っていただき、女性のために解決を図り、その解決率も高かったようです。辻村さんは、『朝が来る』の中で女性の貧困ということを取り上げられ、『ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ。』の中で女性の間格差を描くことで女性を取り巻く社会問題や女性が抱える悩みをリアルに書かれておられます。このように、人事調停法が戦前に誕生していたことや利用状況について何か感じられるところはありますか。

辻村 『朝が来る』の中で、14歳の主人公が子どもを出産して、その後、頼れる支援を

どんどん断っていく中で、理不尽な借金を背負ってしまうのですが、そのときに、後からその問題を知った第三者が「(借金を返す必要がないことを) 知っていればよかったのに」、「言ってくれたらよかったのに」と話す場面があります。貧困などの真っ只中にいると、他に選択肢が本当はあるのに、自分には何も選べないと思ってしまうことが、どんどん選択肢を失うことにつながっていくんだと思うので、必要としている人のところに必要な制度の情報が届いていないことについて言及する部分を絶対を書いておきたいと思ったんです。悩んでいるときや、本当に余裕がなくなってしまっているときには視野がすごく狭くなってしまおうと思うので、必要な情報を広く知ることができるようになっていたらよかったのにとと思います。

林 おっしゃるように、そんなこと言われても、情報がないという話になるわけですね。

辻村 そうですね。あと、何か悩んでいるときにこそ本当は情報が必要なのに、悩んでいればいるほど選べない方向へ行ってしまうこともあると思うので、人と人がつながれるといいのにともどかしく思います。

林 今回の調停制度の広報もまさにそういう課題です。他にも、中学・高校で、法律や裁判について知ってもらいたいということで、法教育をやっています。しかし、そもそもそれがどういうときに役に立つのかと

いうことを感じていただくにはどうしたらいいかというのは難しいですね。

(3) 第二次世界大戦後のあゆみ

林 次に、戦後の話に移ります。第二次世界大戦後、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本とする現在の日本国憲法が制定され、民法も憲法の理念に合うよう改正されました。そして、昭和 23 年 1 月 1 日に施行された「家事審判法」という法律の中で、家庭や親族のトラブルは、訴訟の形ではなく合意による解決を目指すことが、その後の人間関係の安定につながり、合意も実現されやすくなるという考えから、まずは調停を行い、話し合いによる解決を試みるという「調停前置主義」が採用されました。更に、家庭内の平和と、未成年のお子さんが健全

に育っていくこととは、深く関係していますから、家庭のトラブルを扱う家事事件と、少年の非行の問題を扱う少年事件とを一体的に扱うため、昭和 24 年 1 月 1 日、それまでは別々だった家事審判所と少年審判所という機関を、家庭裁判所として統合し、家庭に関する事件を取り扱うことにしました。家事調停を扱う家事紛争は、人の感情という必ずしも合理的に割り切れないものや、そこから生じる人間関係を扱うことも多いので、単に当事者の主張を聞くだけでは、原因が分からず、本当の意味での解決が図れないこともあります。そのため、トラブルの原因や実態を、法律的な面だけでなく、もっと、多面的かつ科学的に把握する必要があります。そこで、昭和 20 年代に、心理学、社会学、教育学などの専門的



知識を活用して事実の調査を行う家庭裁判所調査官の制度が新しく作られました。辻村さんの『かがみの孤城』には、喜多嶋先生という登場人物が出てきます。喜多嶋先生が学校に行けない子について果たしている役割、そうした子たちとのやり取りを見たときに、家庭裁判所調査官が子どもの心にあることを理解するためにどういう形で働きかけていったらよいかということに日夜苦勞している姿を思い浮かべました。

平成 16 年には人事訴訟法が施行され、それまで地方裁判所が担っていた人事訴訟を家庭裁判所に起こすことができるようになり、調停、審判、訴訟と、家族や親族の間の紛争を解決するための様々な手段を、同じ家庭裁判所で、ワンストップで利用できるようになって、利用者の方の利便性が図られるとともに、訴訟で結論を出すに当たって、先ほど出てきた家庭裁判所調査官の調査を活用することができるようになりました。

更に、近年家族の在り方が変化し、個々人が、それぞれの価値観や自分の権利というものを大切にするようになったことに伴い、調停でも、以前よりも、事案が複雑であったり、当事者の対立が激しいものが増えました。このような事件の解決を図るため、平成 25 年 1 月 1 日、家事事件手続法が施行され、調停の機能を強化するために、当事者の方に主体的に手続に関与してもら

うための様々なメニューや、利用者がより利用しやすくなるようなメニューが用意されました。

イクメンが主人公である辻村さんの『クローバーナイト』では、核家族を自信を持ってやっていくという最後の場面が印象に残りました。家族の在り方の変化について、お考えをお聞かせいただけますか。

辻村 育児に祖父母などの助けを得にくい核家族だと、助けを求めることが必要な反面、家族間で結び付いていこうという、家族の殻が厚くなる面もあるんじゃないかなと感じます。少子化などいろんな問題がある中で家族の形も変わっていくし、それに伴って仕組みに手を伸ばしやすいうようにしていくことも大事なのだと思います。

家族間で起こる事件の報道を見ていて、例えば殺人が起きたときに、それが家族の問題だと、「心中」とか「虐待」という言い方になったりして、人の営みの中で、家族だけはかなり分けられてしまっている気がするんです。お互いに血のつながりがあるから守られることもあれば、遠慮がなくなって普通の人間間では言わないようなところでまで踏み込んだ発言をしてしまったり、あるいは密室の中で暴力が起こってしまったということがあるって、その家族の問題って外からは、すごく見えにくい。なかなか可視化できないし、どうしても隠してしまう傾向も強

いのだと思うんです。何か事件が起こったときに、外からはとてもそんなふうな家族には見えなかった、うまくいってると思っていたというふうによく言われるのは、本当にその通りだったのだろうと思うんです。だから、家族の中で起こっている問題について、外側に対して手を伸ばせる勇気がすごく必要で、調停制度はそれを支える制度なのだと思います。

林　　そうあるべきですね。

6 調停制度の更なる発展(近年の取組)

(1) 特定調停を活用した経済的再生の促進

林　　このように、調停制度は、話し合いにより、納得して合意できるような解決を図るといふ、調停の核になる部分は、今も変わることなく維持しつつ、時代や社会の変化とそれに伴って生じたその時々の利用者の方の

ニーズに対応するため、新たな制度を設けたり、改正したりしながら、紛争解決をお手伝いする方法の一つとして進化し続けています。

その一例として、民事調停には特定調停があります。債務の返済ができなくなるおそれのある債務者の経済的再生を図るため、支払不能となるおそれのある個人又は法人(特定債務者)の金銭債務についての利害関係の調整を行う特定調停の制度が平成12年にスタートしました。この制度は、債権者との話し合いにより、債務者の経済的再生を図ることができる手続として、バブル崩壊後、多重債務に陥った方々の経済的再生に活用されました。特定調停の制度は要するに、多重債務に苦しんでいる債務者が申立人で、相手方には、個人の場合ですと貸金業者や信販業者が複数います。調停



家族の中で起こっている問題について、外側に対して手を伸ばせる勇気もすごく必要で、調停制度はそれを支える制度なのだと思います。(辻村)

の期日を開いても、債務者である申立人は来ますが、相手方は来ないことが多いんですね。調停委員が債権者に電話して個別に債務の減免や期限の猶予について折衝します。相手方の業者によっては、来ないだけじゃなくて、分かったと、そこまで言うんだったらしょうがないけど、同意したとは言いたくないので、裁判所が決めたというならしょうがないという対応をする人が結構多くて、そういう場合に「調停に代わる決定」をかなり活用しました。その後も、特定調停制度をベースとして、平成 25 年に中小企業の経営支援対策に活用するスキームが、また、平成 26 年には、中小企業の経営者による個人保証に関連したスキームが、平成 27 年には近年の多発する自然災害に被災した方の経済的再建に資するため、特定調停の枠組みを利用して債権者と話し合いを行う「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の運用が始まりました。令和 2 年 12 月からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的困窮への対策として、同ガイドラインを適用する際の「特則」が運用開始されています。このように、中小企業の経営支援、あるいは保証人の問題、あるいは更に自然災害に対する対応、その応用形ではありませんが、新型コロナウイルスで企業の経営が悪化したとき、債務整理をして再生を図っていただくということで、特則を設け、そ

の調停の受皿にして期待に応えていきたいということもしています。

なお、自然災害に関しては、阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨などの特定非常災害に指定された自然災害の被災者の方の経済的な再生を目的とした申立手数料免除の制度なども導入されてきました。

辻村さんの『朝が来る』を読んだときに、主人公が特定調停を利用していたら、あの子の悲しいストーリーはなかったのにと思いました。

辻村 そうですね。なんで主人公は助けを求められなかったんだろうと考えると、多分、追い詰められると、自分の中に原因を探してしまう人が多いのではないかと思います。自己責任という言葉がありますが、何か



が起こったときに、まず自分の中に原因を探して、自分に非があるから聞いてもらえないんじゃないかとか、人に共感してもらえない、理解してもらえないと思うところから、制度に向けて手を伸ばすのが止まってしまうのかもしれないと思いました。

林 なるほど。どういうふうに対応していったらよいかは、社会全体の問題かもしれませんね。

実は私は、辻村さんの『島はぼくらと』も大好きなのですが、冴島という、閉ざされた空間の中で非常に個性的な人物が登場して、人生の再生という最後は非常に希望に満ちた終わり方につながっていたと思います。

辻村 『島はぼくらと』を書いているときにも、やはり、一度失敗してしまったとか、誰かからその選択が失敗だったと言われても、最終的にそれが失敗かどうかを決めるのは自分自身なんだなという気持ちがありました。現代で生きていると、人から幸せそうに見えるかとか、そういう価値基準が自分の主観ではなく、人からのものを気にする面がすごく強い気がします。でも、何かに対して助けを求める勇気や、もう1回やってみようと思う、その選択権は自分にしかありません。自分が諦めない限りは、他人が幸せ、不幸せというのを決めつけることは絶対にできない。調停の、手を伸ばせば頼れるところ、しかも、秘密が守られ

るという部分が、ここで響いてくると思います。

(2) 未来志向型の紛争解決 —人と人をつなぐ—

林 民事調停は、ご近所、仕事関係、学校など、関係性が近い人との間で発生したトラブルについて、将来的な関係性も考慮に入れて、柔軟な解決を図るのに適した紛争解決手段です。そういった意味では、人と人をつなぎ、未来に向かおうとする方々の背中を押す役割も担える制度ではないかと思っています。ですので、未来志向型の解決をするものとして調停を使っていたらいいと思いますが、辻村さんは、著書『青空と逃げる』や『傲慢と善良』の中で、未来に向かおうとする人々の背中を押す役割を果たす写真館を取り上げ、また、その他の作品でも人と人をつなぐ役割を担う登場人物の姿を描いていらっしゃいます。未来に向けて人の背中を押すという点で、裁判所に、期待されることはありますか。

辻村 法律や裁判所についてはすごく機械的な場所なんじゃないかというイメージが私自身も強かったのですが、自分が小説を書く中で法律にちょっと関わったり、今、林さんとお話する中で、裁判所を構成するのも「人」であるということを実感しました。

だから、公的なものを頼る場合も、機械的な場所に対して何かを仰ぐのではなくて、人に向けて話をして、人と人がつながる

ということなんです。仰々しいとか荘厳というイメージがあるからこそ、裁判所の内部にいるのが人であるということ、私たちが理解することが大切なのかなと思います。

林 おっしゃられたとおり、裁判所は人で保たれていると思っています。我々裁判官もちろんですが、たくさんのスタッフが、皆、一生懸命いい仕事をしようとしています。ですから、最高裁も含めて、裁判所は、基本的には人の営みであるというのはおっしゃるとおりだと思います。

また、法の当てはめについて、私が学生などに話す機会には、どれ一つとして同じ事件はないのであって、法律というのは、そのとおり公式的に当てはめれば全部正解が出るという世界では全くないと伝えています。むしろ、我々はプロですから、法律を知らなければいけないわけですが、その上で、その事案の中身あるいは当事者の気持ちや背景を踏まえてどのように法律を発展させて適用するのか、私は法律の解釈適用というのは創造的作業であるべきだと考えていますので、辻村さんが言っていたことに、勝手ながら意を強くしました。

辻村 調停や特別養子縁組の手続を利用した方のお話を聞くと、裁判所の方がうなずいてくれるとか、相槌を打ってくれたり、笑顔やいたわりの表情があったりするとすごくほっとするそうなんです。逆に言うと、能

面に向けて話をしなきゃいけないんじゃないかという気持ちで気後れしてしまう人たちが多いのだと思います。

林 うなずきや目線でメッセージを伝えるということは当然あっていいことだと思います。

(3) 子どもにとって最善の解決を目指して

林 次に家事調停の近年の取組のご紹介をすると、近年家事調停ではお子さんを巡ってご両親が対立するケースが多いのですが、例えば、お子さんと別居している一方の親がお子さんと面会することを求める面会交流事件では、ご両親にそれぞれ言い分があり、両方の立場に目配りしながら調整をしていくことがとても難しいのですが、ここで大切なのは、お子さんにとって一番よい解決は何かを第一に考えることです。『朝が来る』の主人公が育った家では、親が頭



裁判所についてはすごく機械的な場所じゃないかというイメージが強かったんですけど、裁判所を構成するのも「人」であるということを実感しました。(辻村)

ごなしにお子さんの将来のことを決めてしまうところがあり、主人公の言葉や意思が尊重されていない面がありましたね。実際の面会交流事件でも、ご両親はどちらもお子さんのことを大事に思っているのだけれど、お互いに反発する中で、お子さんの気持ちをくみとることが難しくなってしまうことがあります。調停手続では、ご両親に再びお子さんのことを第一に考えてもらうよう、調停委員や裁判官、時に家庭裁判所調査官が助言や働きかけを行い、話し合いを通じて、親として将来どのようにお子さんにかかわっていくのがお子さんにとって最善なのかを考え、決めてもらえるよう、職員がワンチームでサポートしています。裁判所では、子どもにとっての最善の解決を実現するための方法を工夫し、調停に関わるすべての職員が議論・実践を積み重ね、日々研鑽を図っています。

辻村 それを聞いてとても頼もしいです。やはり当事者は双方ともお子さんを巡って何が子どもの幸せなのかとずっと考えた上でそれぞれの主張があると思うんですね。裁判所が、子どもにとっての最善を考えてくださるというのは心強いです。

特別養子縁組の取材をしていた中で、これは親御さんが子どもを探す制度ではなく、子どもが親御さんを探す制度ですという言葉を伺い、それがとても印象に残っています。調停でもお子さん視点で考えてく

くださるというのは、そうあってほしいなと思います。

林 ありがとうございます。

(4) 家事調停におけるウェブ会議

林 次に手続のデジタル化のテーマに移ります。実は、ウェブ会議が民事の裁判で導入されて、新型コロナウイルス感染症のためリモートによる生活が広がってきたこととも適合して、手続のデジタル化の検討が進んでいます。家事調停手続でも、令和3年12月から、ウェブ会議を使った調停の試みが始まりました。ウェブ会議の活用には、次のようなメリットがあります。

① 当事者の出頭負担を軽減

当事者の中には、平日は仕事があるために裁判所に行く時間が確保しにくい方がおられますし、調停のため自分の住んでいるところから遠い裁判所まで行かなければならない場合も出てきます。ウェブ会議であれば、裁判所に来るための時間が不要になり、遠隔地の裁判所へ行くという負担も軽減できることとなります。

② 安心・安全な手続の実現

家事事件では、DVが問題となっている事件や当事者の感情面の対立が深刻な事件も少なくありません。ウェブ会議であれば、当事者同士が直接顔を合わせなくてもすむため、安心・安全な手続ができます。

③ 新型コロナウイルス感染症対策

調停手続は、当事者の方から率直な考えやご意見を聞くという性質上、こぢんまりした調停室で、関係者が膝をつき合わせてじっくりお話をしながら進めるため、いわゆる「三密（密集・密接・密閉）」状態になりやすいところがあり、調停期日に出席することに不安を感じておられる方もいらっしゃると思いますが、ウェブ会議であれば、そのような不安を感じることなく、調停に参加していただくことができます。

安心の点では、先ほどやり取りをさせていただいた、両当事者の感情の対立が激しい事案や、更に新型コロナウイルス感染症のこと等を考えると、かなりニーズはあるんじゃないかなと思ってスタートしました。

辻村 今、リモートにみんなの抵抗感がなくなってきたところなので、一緒にこちらでも進むといいですね。出頭の負担に関してが軽減されますし、話したくないと思っている相手と直接会わなくていい点についての配慮が図られるのだとしたら、いいことだと思います。

林 編集者の方との打ち合わせなどでもリモートを利用されていますか。

辻村 そうですね。リモートで複数の作家さんと新人賞の選考をしたりすることがあったのですが、そのときは、司会の方の力量がすごく問われるなと感じました。何人も意見がある中で、ある意見が出て、それに対して正反対の意見が出て、ではさっきの意

見の方はどう考えているんだろうとこちらが思っているタイミングで、司会がきちんとその人を指名してくれたりする。リモートの会議って発言するのに順番を待たなきゃいけない、発言するときに割って入りにくいというのが難点だなと思います。その割って入れないときに今、その人の意見が聞きたいという人に、司会が適切なタイミングで意見を言うように促すことが必要です。だから、家事調停のウェブ会議の時にも、特に裁判官や調停委員の進め方やその力量がこれまで以上に問われることになると思います。

林 非常に大事な点ですので肝に銘じたいと思います。

7 終わりに—調停制度の未来—

林 ここまでご説明してきたように、話し合いによって、お互いに納得できる解決を目指すという、調停の大事な部分は変えることなく、利用者の方の現在の生活や多様なニーズにフィットした調停運営を行えるよう、裁判所全体で、これまで取り組んできました。これからも、更に発展させていきたいと思っています。

そこで辻村さんに伺いたいのですが、社会生活や家族の在り方は今どのように変化していると思いますか。

辻村 今コロナ下で不安がまん延している状態があつて、直接会える機会が減り、人と人

の関係が希薄になる一方で、家族で結び付いていれば大丈夫という考え方が強くなって、より家族間が密室化してしまうんじゃないかという懸念もあります。

だから、そういうときに外側から家族の問題が見られるような、そして自分たちも外側に開けるような関係性を作っていくということが、今後は大切になるのだらうと思います。

林　そうですね。本当にリモートになり、家にいることが多くなって、夫婦なり、親子の関係性が問われるような状況になっていますよね。調停制度に対する、今、そしてこれからの利用者の方のニーズはどういっ

たところにあると考えられますか。

辻村　繰り返しになってしまうんですけど、必要な情報が必要な人のところに届くようにすることと、その人が助けを求めやすいようにすることだと思います。特に家族の問題を外側に頼ってはいけないという気持ちが強い中で、そのハードルを取り除いていくことが大事なのだと思います。

林　手続を利用していただくためには、こちらの方から利用者の目線も十分考えながら情報発信して、実際に裁判所に来ていただいた際にはそのお気持ちに応えなければいけないですね。

辻村　そうですね。最初に頼ったときに、難し



調停の利用者のニーズは、必要な情報が必要な人のところに届くようにすることと、その人が助けを求めやすいようにすることだと思います。(辻村)

手続を利用していただくためには、こちらの方から利用者の目線も十分考えながら情報発信して、実際に裁判所に来ていただいた際にはそのお気持ちに応えなければいけないですね。しっかりと良い入り口を作っていきたいと思います。(林)

かったとか、自分では相手にされなかったということになると、裁判所に限らず、多分、そこで引き返してしまうということがあると思うので、何か最初にやってみようと思ったときの、良い入り口をどうやって作っていくかだと思います。

林 しっかりと良い入り口を作っていきたいと思います。

辻村さんがお好きなドラえもんが生まれたのは今から約90年後の2112年ですが、90年後、100年後も、利用者の方にとって、調停や裁判といった司法制度一般がこれからも身近で利用しやすい手続であるためには、どのような意識や取組が裁判所に求められると思われますか。ドラえもんに助けをもらうことはできませんが(笑)、更に工夫できそうなところがあればお聞かせください。

辻村 裁判所ウェブサイトの動画を見たのですが、こういう問題に対してこういう対応をしたという具体的な誰かのドラマが感じられる情報がいくつかあると、自分と似た悩みの事例にもたどり着きやすいと思います。調停がテレビドラマや映画など物語の舞台

になるのもおもしろいかもしれませんね。

林 そういうお話をうかがうと、ぜひ辻村さんに原作になるような小説を書いていただけるとありがたいなと考えてしまいます(笑)。

まだまだお話は尽きないところでありますけれども、もし、何かトラブルが起きてしまい、当事者同士ではなかなかうまく話し合いができないというときには、身近な手続である調停制度のことも思い出していただき、紛争解決のための選択肢に加えていただければと思います。私たちは、利用者の方のお話を真摯に伺いながら、解決に向けたお手伝いをさせていただきます。

辻村 今日お話ただけでぐっと身近になった感じがします。

林 今日は本当にどうもありがとうございます。

辻村 こちらこそありがとうございます。勉強になりました。

(対談日：令和3年11月24日)

※ 新型コロナウイルス感染症感染防止対策を十分に講じた上で実施しています。